

沖縄県犯罪被害者等支援審議会運営要領（案）

[令和4年 月 日沖縄県犯罪被害者等支援審議会決定]

(趣旨)

第1条 この要領は、沖縄県犯罪被害者等支援審議会規則（令和4年沖縄県規則第33号）第6条の規定に基づき、沖縄県犯罪被害者等支援審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 審議会の会議は、次のいずれかに該当する場合を除き、原則として公開するものとする。

- (1) 法令等の規定により、非公開とされる場合
- (2) 沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）第7条各号に掲げる情報（不開示情報）に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合

(公開の方法等)

第3条 審議会の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、会議の傍聴を認めることにより行う。

- 2 傍聴を認める定員は、会議の内容、会場の規模を勘案し、あらかじめ定める。
- 3 会議の公開に当たっては、公正かつ円滑な審議等のため、傍聴に係る遵守事項を定める。
- 4 会議の公開の可否、傍聴定員及び傍聴に係る遵守事項等は、審議会を所管する沖縄県子ども生活福祉部による会議開催の公表時に示すこととする。

(会議の公開の可否の決定権限等の委任)

第4条 審議会の会議の公開の可否及び傍聴定員については、会議開催の公表時に示すことが望ましいことから、具体的な会議の公開の可否及び傍聴定員の決定については、審議会の庶務を処理する沖縄県子ども生活福祉部消費・暮らし安全課長（以下「課長」という。）に委任する。課長は、前2条の規定に基づき決定を行うこととし、疑義がある場合は、会長と調整のうえ決定を行うこととする。

(雑則)

第5条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、令和4年 月 日から施行する